

厚 生 委 員 会

令和 3 年 1 2 月 8 日 (水)

厚生委員会

日 時 令和3年12月8日(水) 午前10時00分開会—午前11時34分閉会
場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 坂原委員長、中原副委員長、奥野、反保、和田、出口、道工

欠席委員 なし

欠 員 1名

傍聴議員 谷地、竹原

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部総括理事兼住民課長

辻里しあわせ創造部理事兼生活環境課長

松下しあわせ創造部理事兼子育て支援課長

松本しあわせ創造部理事

堀口保険年金課長

南福祉課長

川井福祉課長兼保健センター所長

太田淡輪保育所長

案 件

- (1) 付託案件について
- (2) その他

(午前10時00分 開会)

坂原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は7名です。

欠員は1名です。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

それからマイクに関してですが、マイクの調整で、そのマイクの声が大きくなったり小さくなったりということがありましたので、話をする方はマイクのスイッチを入れて、マイクから目安が20センチぐらいの距離で離してほしいということなのです。余り近づけると大きくなるらしいのです。ここではいいのだけれど、他の会場では大変大きくなったりするらしいのです。目安は20センチ程度ということで、よろしく願います。

12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってから願います。

議案第73号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 それでは、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第9次）」についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

歳入につきまして、16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして、794万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する、国民健康保険基盤安定事業費の令和3年度分の決定に伴い計上いたしております。なお、こちらにつきましては、歳出の国民健康保険特別会計繰出金費（基盤安定）に充当いたします。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 続きまして、児童福祉費負担金としまして、528万8,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、歳出でご説明いたしますが、障害児入所給付費等国庫負担金として、障害児通所支援費に充当するものです。なお、補助率は2分の1です。

続きまして、2国庫補助金、児童福祉費補助金として、463万6,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、こちらも歳出でご説明いたしますが、子ども・子育て支援事業費補助金として、児童手当制度改正実施円滑化事業費に充当するものです。なお、補助率は10分の10です。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 続きまして、2衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金として、172万7,000円を増額補正するものです。

内容といたしまして、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金として、保健センター費、健（検）診情報連携システム改修委託料に充当するものです。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 続きまして、17府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、296万7,000円を増額補正でございます。

内容といたしましては、先ほどの国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い計上いたしております。なお、こちらにつきましても、歳出の国民健康保険特別会計繰出金費（基盤安定）に充当いたします。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 続きまして、児童福祉費負担金としまして、264万4,000円を増各補正を行うものです。

内容といたしましては、歳出でご説明いたしますが、障害児入所給付費等府費負担金として、障害児通所支援費に充当するものです。なお、補助率は4分の1です。

坂原委員長 南課長

南福祉課長 委員会資料の2ページをご覧ください。

続きまして、2府補助金、老人福祉費補助金といたしまして、314万3,000円の増額補正でございます。

内容は、大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金です。補助率は10分の10で、新型コロナウイルス対策事業費に充当いたします。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 続きまして、22諸収入、3雑入、雑入といたしまして、2,045万3,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合負担金（医療費定率分）について、令和2年度の後期高齢者医療の医療費が確定したことにより、精算分の返還を受けるものです。

以上、当委員会付託分といたしまして、4,880万6,000円の増額補正でございます。

坂原委員長 続いて、歳出をお願いします。

堀口課長。

堀口保険年金課長 続きまして、資料の3ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

まず、3民生費、1社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金費（基盤安定）といたしまして、1,455万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和3年度の国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い計上いたしております。なお、歳入の16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金及び17府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金を財源として充当いたします。

坂原委員長 南課長

南福祉課長 続きまして、2老人福祉費、新型コロナウイルス対策事業費といたしまして、314万3,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、介護保険の短期入所生活介護事業における新型コロナウイルス感染拡大防止のための簡易陰圧装置の設置に対する、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金でございます。

なお、本事業には、大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金を充当いたします。補助率は10分の10でございます。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 続きまして、2児童福祉費、障害児通所支援費として、1,057万7,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、放課後等デイサービスの利用の増加に伴う障害児通所支援給付費の増加で、障害児入所給付費等負担金(国・府)を充当します。

続きまして、2児童福祉費、保育所整備費としまして、146万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、深日小学校において、今年度に入り2回ばねの老朽化により照明器具が落下したため、深日・淡輪・多奈川各保育所においても、同タイプの照明器具の取替えを行うものです。

続きまして、3児童措置費、児童手当制度改正実施円滑化事業費としまして、463万6,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、児童手当の制度が一部変更になり、児童手当特例給付の支給に関わる所得上限額が設けられ、所得額により特例給付の支給がなされない方が発生する場合があります。

内訳としまして、当事業を実施するための一般職超過勤務手当11万7,000円、会計年度任用職員報酬35万6,000円、費用弁償2万2,000円、社会保険料5万9,000円、労働保険料3,000円、消耗品費6万円、通信運搬費5万9,000円、児童手当システム改修委託料396万円です。なお財源としまして、子ども・子育て支援事業費補助金、児童手当制度改正実施円滑化事業を充当します。

4ページをご覧ください。5簡易心身障害児通園事業費、こぐま園整備費としまして、5万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、深日小学校において照明器具が落下したことにより、こぐま園においても各保育所と同様に、同タイプの照明器具の取替えを行うもので

す。

続きまして、8子育て支援センター費、子育て支援センター整備費としまして、82万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、こちらも深日小学校において照明器具が落下したことにより、子育て支援センターにおいても各保育所と同様に、同タイプの照明器具の取替えを行うものです。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 続きまして、4衛生費、1保健衛生費、保健センター管理費といたしまして、301万3,000円の増額補正をするものです。

内容といたしまして、健(検)診情報連携システム改修費委託料となります。健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部改正を踏まえ、健診結果等の電子化した情報について転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、個人が健診結果を一元的に確認できる仕組みを構築するため、健康管理システムの改修を行うものです。

財源は、衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金、健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金となります。補助率は、健診結果等の様式の標準化整備に係る部分が2分の1、健診情報連携システム整備に係る部分が3分の2です。

以上、当委員会付託分といたしまして、合計3,827万8,000円の増額補正でございます。

坂原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんでしょうか。

道工委員。

道工委員 少し確認をしたいのですが、先ほど説明の中で、照明器具の落下ということがございましたが、これは器具が悪かったのか取付け方が悪かったのか、その辺はどうなのですか。それと、その落下して何もなかったのかどうか、事故等ですね、その辺説明いただきたいと思います。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 道工委員のご質問にお答えします。

照明器具の落下につきましては、ばねが老朽化してまして、ばねの役割を果たせなくなってきている状態で、本来ばねのその伸び縮みというのかな、によって

照明器具を取り付けるんですけど、そのばねが機能を果たしていないがために、そのばねのところが緩んで落下したという状況でございます。取付けが悪いとかいうことではなくても、ばねの老朽化による落下ということが原因です。

あともう1つ、すいませんあとの後半のご質問聞こえにくかったので、もう一度すいません。

坂原委員長 その照明器具落下によって、怪我とか事故がなかったかということですね。

はい、どうぞ。

松下しあわせ創造部理事 道工委員のご質問にお答えします。

1回目は5月の休日に、2回目は夏休み中に落下しまして、幸い児童がいないときに落下しておりますので、けが等はございませんでした。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 怪我がなくてよかったと思うのですが、多分このスプリングは多分カバーだと思うのですがね、カバーだけが落下したのか、器具本体が落下したのか、その辺はどうなのですか。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 器具の落下ということでございます。

坂原委員長 教育長。

古橋教育長 落下の原因としましては、器具の両端にある押し込みソケットの老朽化によるものと考えております。器具全体が落ちたのではなく、そのソケットが壊れたために電球が落ちたということです。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 ソケットが悪かったので、器具を取り替えるということですか。そうしたら、ソケット自身、私これ理解ができないのですけれども、器具そのものが悪いのであれば取替えも当たり前の話だと思うのですが、今聞いているとスプリングということですから、この40ワットの直管ですよ。多分。ということは、両方についている落ち込みの部分言っていると思うのですが、そのスプリングが駄目になって取り替えた、ということですか。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 委員言われるそのとおりということで、認識しております。

坂原委員長 道工委員。

道工委員 結構です。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 今、説明を聞いたのですが、取りあえず1ページの国民健康保険基盤安定負担金ですけれど、理由を言ってくれたと思うのですが分かりにくかったのですが、この基盤安定というのですか、これは一応国からの支援で出ているのか、岬町からの申請で出ているのか、その点よろしくお願いします。

坂原委員長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

堀口課長。

堀口保険年金課長 1ページの基盤安定負担金について説明をさせていただきます。基盤安定負担金といいますのは、国民健康保険につきましては、構造的に保険料負担能力の低い低所得者層の加入割合が高く、ほかの被保険者の負担が相対的に重いものとなっていることから、低所得者に対する保険料軽減額相当額を公費で補填し、ほかの被保険者への保険料転嫁を抑制する制度であります。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 それは分かったのですが、その申請というのですか、基盤安定のそれを決めるというのか、それは町から申請して出てきているというのですか、国から支援で出ているのか。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 町からの申請になります。

坂原委員長 よろしいですか。

では、奥野委員どうぞ。

奥野委員 先ほど道工委員から聞かれた保育所の照明取替え工事で、関連で1点だけお聞きしたいと思います。

各保育所の取替えという説明がありましたが、それぞれ何基取替えされるのかをお願いします。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

淡輪保育所が28基、深日保育所が43基、多奈川保育所が13基、こぐま園が2基、子育て支援センターが50基、合計136基の予定であります。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 もう一度こぐま園と子育て支援センターの、もう一回数字をお願いします。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 こぐま園が2基、子育て支援センターが50基です。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 合計134基という数字ですが、かなりたくさん、全て取り替えるような感じになるのですかねこれは。まだ一部残っているということですか、その辺どうですか。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 合計136基ということだと思います。それで、全部ということではないんですが、その深日小学校と同タイプの照明器具のみ取り替えるということと、あと淡輪保育所なんかでしたら、落下防止のカバーとかついてある照明器具もございますので、そういうところは除いております。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 では、もともと小学校でついていた古いものを交換したというように理解したらいいわけですかね。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 奥野委員言われるとおりです。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

和田委員、どうぞ。

和田委員 3ページの児童手当制度の中で、一応会計年度任用職員の報酬と書いています、35万6,000円ですか。これは何名になるのか、1名か何名になるのかを聞きたいのですけれども、再任用というのは分かるのだけれど任用というのは、これはやはり決めていくのは町長から決めていくのか、誰が決めてこの任用の採用というのですか、しているのですか。

坂原委員長 答弁をお願いします。

松下理事。

松下しあわせ創造部理事 会計年度任用職員1名の雇用の予定です。

坂原委員長 あと、その会計年度任用職員の採用については、誰が採用しているのかという質問だったと思うのですけれど。それはどなたが答弁されますか。

川端室長。

川端まちづくり戦略室長 予算を認めていただいた以降に、人事担当で募集をかけて、申込み決定をいただき、決定をしていくということになります。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

どうぞ。

中原副委員長 委員会資料の3ページ、真ん中より少し上あたりの老人福祉費の新型コロナウイルス対策事業費ということで、大阪府の補助金を活用した事業について、もう少し詳細をお聞きしたいと思います。

先ほどの説明の中で、短期入所の施設に簡易の陰圧装置を設置するというようにお聞きいたしました。施設がどこであるのか、それから装置は何機設置する計画であるのか、お聞きしておきたいということが1点目です。

それから児童手当制度改正実施円滑化事業費、同じ3ページの一番下の内容についてもお聞きしたいと思います。先ほど説明があったとおり、これは世帯主の収入が年間で1,200万円を超える世帯が対象ということになるのかと知っているのですが、来年の10月支給分から現行の児童手当の支給がなくなるという、国における改定に伴うものと理解をしているのですが、これは実際には岬町ではどの程度の方が何人ぐらい、年間の所得は毎年違うわけですけれども、何世帯ぐらいが、また何人ぐらいが対象になるのか、該当しなくなるということですが、そのあたりが分かれば教えていただきたいと思います。

それから、委員会資料4ページの一番最後の項目、保健センター管理費の中で、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金を活用したシステム改修についてお尋ねします。この事業は、私なりにいろいろ調べましたが複雑だと思って、大づかみには理解しているつもりなのですが、1つは個人が自分の健診等の結果をマイナポータル等を利用して見ることかできるということと、それからそういう健診結果等の情報を一元的に確認できる、そのために記載様式を全国で統一する、標準化するというそのためののだと理解はしております。

それで私が気になるのは、いわゆる個人情報に当たります、かなりセンシティブな個人情報に当たりますので、それが確実に守られるのかという問題が不安に感じているところです。その点について、確実に担保されるのかお尋ねしておきたいと思います。

坂原委員長 南課長

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス対策事業費の補助金といたしまして、ご説明いたしました簡易陰圧装置の設置でございますが、対象の事業所につきましては、ご説明申し上げたとおり短期入所生活介護事業を行う事業所で、いわゆるショートステイの事業所ということになります。具体的な事業所名につきましては、まだ補助金の交付前でございますので、お控えさせていただきたいかなと思っております。

対象予定の導入の補助の機器の数ということですが、今のところ1機を予定しております。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

まず内容でございますが、令和4年10月支給分、結局令和4年6・7・8・9月分を10月に支給しますので、この分から制度が変更後の対応となります。収入額の目安としまして扶養人数が3名、子ども2人と年収103万以下の配偶者の場合でございますが、年収960万円から1,200万円未満の場合は、特例給付で一律5,000円の支給ということになりまして、年収が1,200万円以上の場合は、支給対象外となる予定でございます。

2つ目のご質問でございますが、岬町では何人ぐらいの対象になるか、結局特例給付から外れる方がいるかというご質問でございますが、9世帯、児童数で言いますと12名ということでございます。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 中原副委員長のご質問にお答えします。

個人情報、かなりセンシティブなものが確実に守られるのかというご質問に対してですが、こちら健診の結果等につきましては、自治体間で共有する中間サーバーに最終記録は保存されます。そこにつきましては、自治体からのアクセス及びマイナポータルから、その個人がマイナンバーカードと暗証番号を使ってアクセスするものですので、こちらとしましては、個人情報については守られているものと考えます。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目にお答えいただいた施設名は、現時点では伏たいということのよう

であります、短期入所のサービスを実施している施設は、岬町内に幾つあるのですかということと、それから最後にお答えいただいた件なのですけれども、個人からと自治体からしか中間サーバーへのアクセスはできないというご説明でありました。

個人が自分の分を自分で見に行くのは分かるのです。ですが、その自治体から見に行くことができるというものについては、第三者からの求めに応じなければならぬというケースがありますね。私はこれを勉強するのに大分時間がかかりまして、まだよく分かっていない部分があるのですけれどもね、その特定個人情報の提供については番号利用法等でいろいろ定められていますよね。それで第三者から、一番代表的なのは総理大臣ということになりますけれども、求められたら自治体としては応じざるを得ないということになりますよね。ということで言うと、それは漏れるということとは少し違うかも知れませんが、その求めに応じて自治体から情報を提供する場合ですね、本人の同意は必要ないとされていますよね、これは確認ですけれどもね、その番号利用法の中での定めで言いますとね。ということになると、私の情報が勝手にどこかで見られているということが起こり得るということについては否定できませんよね、それを確認させてください。

坂原委員長 答弁をお願いします。

南課長

南福祉課長 中原副委員長のご質問にお答えいたします。

ショートステイの岬町内の事業所が幾つかということですが、ショートステイの岬町内の事業所につきましては1か所のみでございますので、特定がされてしまうとは思いますが、委員会での個別の事業所の名称の発言は避けたいと考えております。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 個人情報の提供についてですが、保健センターの所管する業務であります健診業務につきましては、健康増進法に基づき行っているものです。その健康増進法の中に、今回実施に関する健康増進事業の実施に関する情報提供の求めということで新設されました条項がございます、そちらを一旦述べさせていただきます。

第19条、市町村は当該市町村の住民であって、かつて当該市町村以外の市町

村（以下この項において他の市町村という）に居住していた者に対し、健康増進事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し厚生労働省の定めるところにより、当該他の市町村が当該住民に対して行った健康増進事業に関する情報の提供を求めることができる。2市町村は前項の規定による情報提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法、その他情報通信の技術を利用する方法であって、厚生労働省で定めるものにより行うよう努めなければならない。

今回この条項が設置されたことで、これに基づいて事務処理は行うこととなりますが、委員ご質問のその国から求められれば市町村は答えなくてはならないというところなんですけども、個人情報の取扱い等に関しまして、すいません私不勉強なところもございます。応じなければならないとなっているのであれば、やはり私としましては健康増進法に定められてますので、そのように努めなくてはならないのだという認識が今の時点でございます。個人情報の取扱いにつきまして、今回、マイナンバーとマイナポータルに関するところになりますので、かなり広い見識があるんだなということ改めて勉強しました。大変申し訳ありませんが、今の時点で私がお答えできることは以上になります。また個人情報に関しましては、また所管が別になると思いますので、またそちらにも確認をしてみたいと思います。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目にお答えいただいた、1か所しかないって答えておきながら、施設名を伏せるというのは不自然な感じがいたしますけれど、そのようにお答えになられたいようなので、私はでもどこなのかよく分かっていないのですけれどね、また調べたいと思います。何も隠す必要はないと思っているのだけれどね、それは私の意見ですけれど、ご説明いただいております。

これから今の新しいオミクロン株がどうなっていくのかと、デルタ株によるクラスターもまだあちこちで見られておりますけれど、そういったものに対応していく措置として適切だろうと思いますから、これは歓迎するべきものと思います。

それからもう1点お聞きしたことは、かなり難しいことをお聞きして、おっしゃるように所管外と言いますかね、そういう分野も含まれている、保健センターからするとというようには思いますが、保健センターの行う事業で得られた情報

がそのあとどうなっていくのかということについては、やはり担当課としても知っておいていただきたいと思います。

それで、さっき読み上げられた文章については、平たく言うと要するに引っ越ししましたよということがあった場合に、前に住んでいたところで健診を受けましたと、健康増進法で定める事業、そういう特定健診だとかそんなのを受けましたと。その結果を、引っ越した先の市町村でもその情報を頂戴よと、中原さん引っ越ししましたよねと、前に岬町にいたのでしょうと、岬町で受けた健診の情報頂戴よと言ったら渡すと、そういうことなのよね平たく言うとね。それは存じ上げているのですが、やはり私はこの問題は非常に危ないものだと思います。

今回これを調べる中で、私は特定健診をね、実は今年度は受けていませんまだね。毎年何とか頑張っけて受けにいこうと努力はすごくしているのですよ、そうなんだけど、本当にこれを受ける気が率直に言って私自身はなくなりました。ただね、これ一応運用としては来年度からの運用ということになっているわけなのですよね。今年度中にこの制度をしなかったら、この補助金は今年度で終わりだから急いでやろうとしてはるのはよく分かるのだけれど、それなら私今年度とか来年度以降受けなかったとしても、過去の分まで遡って私の情報というのは見られる、情報提供される、私の知らないところでという可能性があるのですよ。なのでね、何かもう私の健康をどうしたらいいのかしらと個人的には非常に悩ましく思いながら、この予算措置については私なりに調べました。また担当課としては、直接その個人情報を取り扱うという担当課ではないわけですけど、集めた情報がどのようになっていくのかについては、研究をしていただきたいと思います。

質問は終わります。

坂原委員長 和田委員、どうぞ。

和田委員 2ページの諸収入ですけれどね、後期高齢者負担金の返還金2,045万3,000円、これは返りがあっていいなと思っているのですが、もう一度確認ですけども、これは医療費が下がったのでこういう戻りがあったのか、ほかに何か理由があったのか、よろしく。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 和田委員の質問にお答えさせていただきます。

こちら返還金につきましては、後期高齢者医療の令和2年度の医療費が下がっ

たことにより返還を受けるものであります。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 2年度の精算で戻ったということですか。結構です。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 和田委員おっしゃられるとおり、2年度の精算確定により返還を受けるものであります。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。反対討論。

中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 この委員会に付託をされた一般会計補正予算の一つひとつの中には、必要だと思えるものが見受けられます。保育所やこぐま園、支援センターでの危険性がある可能性があるということで、照明器具を取り替えるといった予算や、先ほど質問させていただいた短期入所施設での陰圧装置の設置等、必要性を認めるものでありますけれど、2点において賛同しかねるという判断をいたしました。

1点は、児童手当法の改定に伴う所得制限の強化であります。先ほど説明をお聞きしたとおり、世帯主の収入が年間1,200万円を超えると特例給付の対象から外されるということで、これは国政上で決められたことで、市町村としては致し方ないというところは理解するものですが、子育てというのは社会全体で担うべきものでありまして、対象者が少ないとはいえ、これは認め難いと考えられるものであります。

それからもう1点は、先ほどお聞きをいたしておりました、健診情報連携システムの改修に伴う予算化についてであります。私の懸念するところはもう理解していただいているところだと思いますけれども、個人の健診の結果等について、本人が知らないところで情報の提供がなされるということが起こり得るという危険性をはらんでいるものでありますから、これは承服しかねると考えるものであります。

坂原委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第73号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第74号、「令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 令和3年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴い、国民健康保険料及び繰入金について編成いたしております。

資料の5ページをご覧ください。歳入につきましてご説明いたします。

1 国民健康保険料、1 国民健康保険料のうち、医療給付費分現年分といたしまして1,106万7,000円、後期高齢者支援金分現年分としまして327万円、介護納付金分現年分としまして21万5,000円、それぞれ減額補正するものであります。

内容といたしましては、令和3年度国民健康保険基盤安定事業費が決定したことにより、財源調整を行うものであります。

次に、7繰入金、1他会計繰入金、保険基盤安定繰入金(軽減分)といたしまして134万3,000円の減額、保険基盤安定繰入金(支援分)としまして1,589万5,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、令和3年度の国民健康保険基盤安定事業費が決定したことに伴い計上いたしております。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

3 国民健康保険事業費納付金の財源内訳について財源更正をするもので、1 医療給付分、一般被保険者医療給付分として1, 106万7, 000円、2 後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分として327万円、3 介護納付金分、介護納付金分として21万5, 000円を、それぞれ令和3年度の国民健康保険基盤安定事業費が決定したことに伴い、一般財源から特定財源に財源更正を行うものであります。

以上、当委員会付託分として、歳入歳出それぞれ財源調整及び財源更正を行うもので、総額につきましては増減はございません。

坂原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第74号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第74号は、本委員会において可決されました。

議案第77号、「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 この議案ですが、一応資料はあるのですけれど、金額について一つも載っていないのですが、これはやはり載せられない理由が何かあるのか。その点1点。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 指定管理料につきましては、現段階では来年度予算の計上中ということで、金額のほうは控えさせていただいております。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 金額はこれから出すということで、載せられないと言っていますけれども、一応これで認めてほしいということで出しているのでしょうか。まだそうしたらそこまで話がきちんとついていないのかな。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 プロポーザルを行ったとき、申請書の金額では年度ごとの指定管理料につきましては633万円となっております。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 そのときはそういうふうに金額が出ているのに、何でこれに出せないの。今もまだこれから計上ということで出せないって言っているけれど、ちょっとなあと思うのですが、金額もないもの決めてくれというのは少しおかしいのと違うのかな。

坂原委員長 答弁をお願いします。

辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 プロポーザルを行って、取りあえず決定しておりますが、その中で指定管理料という部分も各委員さんによって評価点をつけていただいて、評価点が平均点が50点以上となりましたので、取りあえず決まっております。

坂原委員長 納得できましたか、和田委員。

辻里しあわせ創造部理事 指定管理料の633万は決まっております。

坂原委員長 和田委員、どうぞ。

和田委員 633万円ほどという、確認で聞きましたのでいいのですけれど、それでいいと思うのだけれど、そういう633万円と決定しているのだったら、載せていただいたほうがいいのかと思うので聞いているのですけどね。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 この議会での議決をえましたら、その後に協定書を結びまして、

それから指定管理料の額が決定するということになりますので、取りあえず業者からの提示額としては633万円となります。そのあとの協定書で、正式に金額が決まってくるということになります。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 そういう理由があるのだったらもう結構です。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 1点お聞きします。77号の選定審査の結果の内容の中身をお聞きしたいと思っています。

この中で、1・2・3・4・5という評価点が記載されておりますけれども、私の捉まえ方ではですね、4番の②施設管理者運営に係る経費の縮減が図られるものであることということで記載されておりますね。これが評価点が15点という形で、満点の配点が35点ということで、そのお金に係ることが一番評価点が低いと捉まえているのですけれども、この辺は行政としてどういう捉まえ方でこの業者の選定をされたのか、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 基準額を決めておりまして、業者の出てくる金額によって自動的に、基準額のマイナス10万円であれば5点、プラス10万円ではマイナス5点というふうに、機械的に点数づけとなっております。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 まだ私も理解しにくいのですが、そういうマイナス10万円、プラス10万円という形であつたらね、これもう少しその平均の評価点が上がってしかるべきではないのかと思いますけれども、これ一番大事な部分がいかに評価点が低いと思うのですけれどね。

坂原委員長 出口委員、それ質問ですか。

答弁をお願いします。

辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 指定管理料のことになるのですが、満点であれば35点が入ってくるのですが、基準額どおりに業者が指定管理料をもってきた場合は20点となります。そこからマイナス10万円であれば5点追加、マイナス20万円であ

れば10点追加、マイナス40万円超であれば15点追加で、満点で35点になるということになります。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 辻里理事の話は理解できるのですけれども、ということは、逆に言いますと選定委員のメンバーがこの辺の理解が乏しいのかと思うのですけれどもね。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 今回の提示額が633万円でありましたので、プラス10万円、基準額のプラス10万円になりますのでマイナス5点と。基準額が20点ですの
で、そこからマイナス5点しますと15点、機械的に15点が入ってくるようになります。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 結構でございます。私も理解に苦しみますけれども、それで結構でございます。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

副委員長どうですか。

中原副委員長。

中原副委員長 今、議論になっている問題は、私はもう端的にいうと、もう指定管理者制度そのものが問題だと私は思っているのです。選考の経過についてもつまびらかにならないというのは、この制度を採用しているからということに1つの大きな要因があると思っています。

それで、今の話は、正確に答弁されたほうがいいのではないかと思います。私は皆さんより前にレクチャーを受けていますので、そのときにもう少し詳細なことをお聞きしてしまして、正確に言ったほうがいいというのは、この点数の算定の仕方について、この大きな4番の②については、委員の意向は全く反映されないということを明らかにしておく必要があると思います。

というのは、先ほどおっしゃられたように、基準額というのを岬町としては設けていると。それに対して手を挙げた事業者が、うちは年間幾らで仕事させてもらいますよと提示してくると、それは先ほどそちらがおっしゃいましたので、633万円というように提示されたということは分かりました。その基準額についてはここでおっしゃられないので、私の口からも言わないようにしておきますけれど、その基準額に照らしてプラス10万円以内であればマイナス5点になると、

縮減効果が少ないということでマイナス5点になると、プラス10万円以内であればということね。

逆にマイナス10万円以内であれば、プラスの5点ということになるという考え方に基づいて、ここは点数がもう自動的に決まるとお聞きしましたので、そこははっきりさせておく必要があると思います。やはり委員の皆さんに対しても、委員の意向が働くところではありませんので、そこはしっかりお伝えいただく必要があったのかなということだと思います。

ですので、これはもう自動的に基本が20点なのだと、35点満点のうちの基本が20点だと、それは基準額で提示してきた場合に20点になると。そこから縮減効果がいかほどかということにのっとなって点数が自動的に入ることからすると、今、事業を行っていただいているところでありましてけれども、その提示した金額でいうと、経費のさらなる縮減ということは難しいという結論なのだろうと私は理解しています。

ただ、私は経費の縮減が最大の目標とは考えておりませんから、事業者が安定して運営できると考える金額を提示されるべきだと、それが岬町が定める基準額を上回ったとしてもですね、安定したサービスが提供されるならばそれを優先させるべきだと考えておりますので、633万円で運営しようとしているのだということを理解いたしました。

それで私が聞きたいのは、その点数の考え方ですね。今回プラス・マイナス10万円ということであれば、マイナス5点とプラス5点という配点をしたということをお聞きしました。これは前回の基準と同様であるのかどうか、確認をさせていただきたいというのが1つであります。

それから、参考までに前回の選考のときの、3年前ですね、資料をもらって見返しておりました。そうしますと、待合棟のさらなる利用促進による事業収益を見込むなど、本町からの指定管理料経費の抑制が図られることが期待できるというのが選定理由の1つとして設けられておりました。ただ今回については、そういった記述はなかったわけなのですね選定理由の中に。そのあたりで、この3年間ですね、その新たな事業収益、待合棟の利用の促進による事業収益等があったのかどうか。今、運営しておられる事業者の提案の中にそういった事柄があったようですので、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、審査の大づかみな結果しか私たちは把握できませんのでお尋ねしますけれども、今回のその選定委員会の議論の中で何かその特徴的なこと、質疑等の中で特徴的なことがあれば、この機会に参考にお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 まず1点目の前回との基準ですが、基準額に対しまして、前回はマイナス20万円までが5点としておりましたマイナス40万までがプラス・マイナス10点、プラス・マイナス40万円超が15点と、そういうふうに計算をしておりました。

待合棟の事業収益ですけれども、葬儀した場合そこで使用料として頂いている額が、令和2年度につきましては300万円ほどありますので、かなり葬儀をやっていたらとっております。

それと、特徴的な意見はあったかどうかなんですが、意見交換会の中では、長期にわたる指定管理の経験から安心して葬儀を行えるよねとか、地元の葬儀会社であるから安心できるとか、シルバー人材センターを活用しているとか、そういった面が取り上げられていましたけど、それ以外には特段なかったです。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 よく考えたら辻里理事は前回のときは今の立場ではなかったのでしょうかね。何かそういう人に聞いてすみませんね、前回のこととか。

基準を今回見直したということでありましたけれど、その見直すことについての理由、これは選定委員会の中でこの基準について、恐らく第1回の選定委員会の中でそういう評価についてはこういうようにしましよと、こういう項目について評価を加えましょ、それからその評価の考え方についてはこうですということが確認されているかと思うのですけれども、その中で何か前回と変わったことについて議論があったかどうかお聞きしたいということと、それからなぜこの見直しが行われたのかということについて、理由があればお聞きしておきたいと思います。

それからもう1点の、その待合棟の利用促進のことなのですが、前回の提案のときはさらなる利用促進と掲げられていて、岬町からの指定管理料経費の抑制が図られることが期待できるというように書いてあるわけなのです。それはそう提案書に書いてあったということだろうと思うのですけれどね。この中身がどのよ

うに実際には取り組まれたのか、それで岬町からの指定管理料が抑制できたのかどうかとふと思ひまして、もしご存じでしたらお聞きしたいと思ひます。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 評価点から点数の幅ですね、その見直し理由につきましては、基準額は担当課で決めるのですが、業者がもってきた額とニアリーだったので、その幅をちょっと縮めて行ったほうがいいのじゃないかということで、点数のほうを今回はマイナス10万円、マイナス20万円、マイナス40万円としたところですよ。

待合棟の利用促進につきましては、業者のほうも努力していただいていると思うんですけども、小さな祭壇をつくってそこで葬儀をなさっているとか、業者努力でだんだん増えてきていると担当としては思っておりますけど。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 選定の評価の仕方なのですが、聞いている範囲では、少し根拠に乏しいと私は感じたのです。今の答弁ちょっとけったいな、もうこの問題では余り時間をとるつもりはないのですけれど、今の答弁からするとですよ、その基準の点数の考え方を変えた、前は20万円で5点のプラスとマイナス、今回は10万円で5点のプラスとマイナスに変えたとおっしゃいました。それは提案されてきたものを見て基準を変えたということになってしまうのではないですか、それはおかしいと思うのですよ私は。

基準というのは、あくまでどんなものが提案されてきたとしても、もともと考えていたものを堅持するのが当たり前でね、言い間違えたのかも知りませんが、何か提案されてきたものによって基準を変えるというようなことになったらね、出口がもう決まっているようなものでそれはおかしい話だから、そんなことはまさかしていないと思うのだけれど、もう一回そこはきちんと答弁しておいてもらいたいと思うのです。

基準を変えることがいけないと言っているわけではないのです。ただ基準というのは、変えるときは変えるなりの理由が必ずあるわけで、そこがどういうことだったのかなと思ったのでお聞きしたまでで、そこはもう現時点ではこれ以上お答えいただかなくていいのですけれど、さっきその見直したのが、金額が町が考えていた基準額に対して提示額が近かったから見直したと、これは少しまずいと

私は思います。その点について、もう一度お答えいただいております。ありがとうございます。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 基準額の算定ですけれども、各年度における利用件数とか必要経費の増減などにより基準額を定めております。それに事業者の企業努力が反映されるように、基準額に対する加点・減点の範囲を変更しております。

坂原委員長 辻里理事、それももう少し詳しく説明できませんか。

はい、どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 基準額というのは、公募前の第1回の委員会で決定しまして、評価点も第1回の委員会で決定しておりますので、先ほど僕が回答しました業者の提示額によってというのは違うことになります。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 お言葉が正確でなかったのかなと受け止めることにいたします。今後、基準についての考え方を見直し等がある場合は、それについても、これはこの火葬場の問題だけと違いますが、やはりその指定管理者制度というのは非常に私たちに見えにくいわけなのです。だから今回私は、委員それぞれの評価点がどうだったのかというのを資料で提出していただいたわけで、基準についても前回と変更した点があるとするならば、それについてもぜひ事前に説明をいただきたいと思いますので、今後そのように運営していただければと、要望を申し上げておきたいと思います。

以上で結構です。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥野委員、どうぞ。

奥野委員 別紙の参考資料の選定結果という用紙の裏側、裏面の選定理由で、1番シルバー人材センターで一部委託されているという記載がありますが、どういう一部委託を細かくされているのかお教えいただきたいのと、4番の町の主催事業でいろいろと備品の貸出しを受けているようですが、各課に及んでいるかと思いますが、数字をつかんでいればどれぐらいの、年間何回ぐらいの貸出しを受けているのか。当然無料でお借りしているのかとは思いますが、その辺答弁お願いします。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 1点目のシルバー人材センターの委託ですが、淡輪火葬場の待合棟の中に、常駐で1名の方が来ております。その方が受付事務を行っておりますので、1名配置されております。

選定理由の4番目の件ですが、町が実施する事業などにおいて、仮設テント・折り畳み椅子など、阪原生花葬祭店の備品の無償貸出しですが、協力は可能としておりますが実績はございません。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 今の4番目の、今、貸出し実績がないと言ったのかな。よく出初式などのぼうっとすごい音のストーブなどなんかは貸出し受けてますよね。出初式。ストーブなど、ごうってすごい音のするやつを借りているのと違うの。

坂原委員長 理事者の方で、ほかに説明できる方おられますか。

川端室長、どうぞ。

川端まちづくり戦略室長 出初式の際に使用しているあのストーブですけど、あれは団員の方に本川生花店の方がおられまして、本川さんからお借りしているということです。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 分かりました。阪原さんでお借りしてなくて、本川さんで借りているということですね。

それと1点目の、今、受付業務だけの管理業務ということだけですか。受付だけですね、ほかはないということですね。

坂原委員長 道工委員、どうぞ。

道工委員 成人祭のときにも以前は借りていましたよね、私運んでいった記憶もありますが、全く借りていないという話はいけないと思いますよ。あまり言いたくないのですが、私月にも1回必ずお参りにも、行きますけれどね、よく頑張ってくれていると思います。

待合棟の有効活用と言うけれども、何人有効活用するのですか、お葬式以外できないでしょう。それは私も以前にも言っているけれども、あのフロアも汚くなってしまってもう見られない、いまだに改修してくれていない。だからもう少しやはり面倒を見てやらないと、幾らまではあなた方で修理しなさいと、ここで言うべき問題と違うけれどね、私はまた予算のときには言わないといけないと思っ

ていたのですけれどね、もう少しやはり現状というものを把握してあげないとい
けないと思います。それだけ言っておきます。

坂原委員長 答弁はいいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま
す。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第77号は、本委員会において可決されました。

議案第79号、「泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町におけ
る広域福祉課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について」を議題とし
ます。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略し
たいと思います。

それでは質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第79号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第79号は、本委員会において可決されました。

議案第82号、「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 資料に基づいてお聞きしたいと思います。

まず出産育児一時金の改正ということなのですが、資料の現在と改正後の四角の中を見てよく分からないのです。分かるのは、総額が42万円のままで、ここは変えたらいけないということになったと、本会議場での説明もそのようだったかと思うのですけれども、それは分かったのですけれども、何か内訳が変わっているようでそこがうまく理解できませんので、説明をいただけたらありがたいと思っています。

それから資料の裏面ですが、未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置ということで、これは私も過去に議会の一般質問で求めたことでもありますし、国政レベルでこのように見直しを図られて、均等割額ですけれどもこの2分の1、全額免除すればいいのにと考えていますけれども、2分の1とはいえ負担の軽減が図られるということのご提案であります。

それでお聞きしたいのは、対象が何世帯で何人か、これは年度によって変わりますけれども、例えば今年度ということで見ますと、対象はいかほどかということをお聞きしたいのと、それから影響額についても、これは世帯によって大分影響が違う、要は軽減が実際に幾らほどになるのかというのは世帯の構成等によっても大分違う、また収入によっても違うということになってきますけれども、これはあとで資料か何かでいただきたいと思うのですが、私が欲しい資料は、未就学

児のいる国保加入世帯と人数のうち7割軽減が何人で何世帯か、5割軽減が何人で何世帯か、2割軽減が何人で何世帯か。それを引き算したら、軽減がない人数と世帯が出ると思っているのですが、そのそれぞれの人数や世帯数を知りたいと思っています。

そこからおおよそ軽減の額も見えてくるのかとは思っているのですが、実際の恩恵がいかほどかということについて分かる資料を、後ほどで構いませんので、ご提出いただきたいと思います。お願いできますか。

それで今お答えしていただけることに限って言いますと、未就学児のいる世帯が何世帯で何人なのか、これについてはこの場でお聞きしておきたいと思っています。

それからもう1点なのですが、これなかなか難しいというか、2番の軽減措置スキームのところで軽減イメージがあって、私が見ると、これ何か余計複雑になるような表現をしてあるように感じているのですけれどね、こういう軽減割合がさらに増えますということを示されているのだと思って見せていただいていた。

ただこれ、じゃあ自分のところは実際に幾ら安くなるのだろうかということ、加入者で例えば未就学児がいる人が調べたいという場合に、岬町はホームページとかで自分で計算できるというシステムというか、そういうページが設けられていないのですよね。よそで幾つか見せていただいたら、計算の仕方などそういうのをホームページ上で明らかにしているところがあるのです。もちろんそれぞれ自分が実際どのように計算をされて、幾らの保険料になるのかというのは毎年きちんと送ってきてくれているのでそれは分かるのですけれど、やはり例えば状況が変わったとか、世帯構成が変わったりとか、収入が変わったりとか、そういうときに自分で自分の保険料を把握したい。今回のように制度が変わるときに、どうなるのかというのを自分で調べたいというときに、やはり資料としては不十分かと思っていますので、ぜひホームページ上で、自分で試算できるようにそういったものを整えていただきたいと思います。この3点目についてはもう要望にとどめますので、そのようにできるだけ早く何らかの形で周知を図っていただきたいと思います。質問は3点です。

坂原委員長 答弁をお願いします。

堀口課長。

堀口保険年金課長 1点目の出産育児一時金の改正につきましてですが、改正の趣旨としましては、産科医療補償制度について、令和4年の1月1日から掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるとともに、補償対象基準等についても見直しが行われることになったものであります。また、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額については、42万円を維持すべきとされたものであります。

内容としまして、支給額について産科医療補償制度の掛金を見直しを踏まえて、現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げられ、この改正により出産育児一時金の総額には変更はございませんが、実質被保険者に支給される本体部分が4,000円増額となるものであります。

2点目の未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置につきましてですが、今年度で試算したところ、対象世帯につきましては38世帯、人数でいきますと45人となります。影響額につきましては、約47万7,000円の影響額となっております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 出産育児一時金のことなのですが、これは出産された方が受け取れる一時金については、4,000円ほど受け取れる金額が増額されるということなのですね。それでこの掛金というのは分娩機関が負担する。ということは、病院が負担するということなのですか。この制度の仕組みがよく分かっていなくて、お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 この産科医療補償制度の掛金といいますのは、分娩機関から運営組織である日本医療機能評価機構に支払われるものであります。それが1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるものであります。

坂原委員長 よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第82号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第82号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案5件については、全て議了しました。

続いて、案件2「その他」に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なしと認めます。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方の協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

(午前11時34分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和3年12月8日

岬町議会

委 員 長 坂 原 正 勝